

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告事件

国側当事者・国

平成25年3月1日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所堺支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月29日判決、本資料262号-75・順号11925)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年9月6日判決、本資料262号-180・順号12030)

決 定

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成25年3月1日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

当事者目録

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	山田 敢治